

大阪府学校支援人材バンクについて

対象受検機関：教育庁教育振興室高等学校課、教育センター

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪府学校支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）の概要 優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することにより、児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢を育む観点から、学校等に対し、対象となる人材に関する情報を提供することを目的とする。</p> <p>(1) 制度所管 制度の構築・運用・・・教育振興室高等学校課、支援教育課、保健体育課システムへの情報入力・削除等・・・教育センター</p> <p>(2) 設置時期 平成11年7月</p> <p>(3) 情報提供する学校等 府立高等学校、府立支援学校、大阪府立大学工業高等専門学校、市町村教育委員会、市町村立小・中学校（大阪市立及び堺市立を除く）、市立高等学校（大阪市立及び堺市立を除く）、市立特別支援学校（大阪市立及び堺市立を除く）</p> <p>(4) 対象となる人材 優れた知識や技能を有し、かつ、公立学校の教育活動に携わるにふさわしい熱意及び識見を有する者で、公共団体その他の府教育委員会が適当と認める団体からの推薦を受けた者</p> <p>(5) 登録方法 上記の推薦を受けた者からの申請に基づき、人材バンクへの登録を行う。人材バンクに登録された者は、申請内容に変更が生じた場合や登録を希望しなくなった場合は、速やかに府教育委員会に対して、その旨を届け出ることとなっている。</p> <p>(6) 登録期間 「大阪府学校支援人材バンク」設置要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項では「登録期間は、登録した日から2年以上で3年を超えない期間内の3月31日までとする。」と規定されている。また第2項で「登録者が前項に規定する登録期間内に活用された実績がある場合登録期間満了時に再登録されたものとみなす。」と規定されている。</p> <p>(7) 学校等への情報提供方法 登録者の申請内容に基づき、登録者リストを作成、「大阪府学校支援人材バンクシステム」を通じ、あらかじめ承認した学校等に対し、リストに掲載された情報を提供する。</p> <p>(8) 登録者の活用方法 登録者を活用しようとする学校の校長は、当該登録者に対し、事前に活用内容等を説明の上、同意を得る。なお、校長は、登録者の活用後、「活用実績報告書」により、府立学校においては直接大阪府教育委員会に、市町村立学校においては市町村教育委員会を通じて大阪府教育委員会に活用実績を報告する。</p> <p>2 人材バンクの活用形態 登録者の活用形態としては、「学校支援社会人等指導者」と「特別非常勤講師」の2種類がある。</p> <p>(1) 学校支援社会人等指導者</p>	<p>1 一度登録されると本人からの申し出がない限り、登録期間満了後もリストから削除されないことがないため、学校から登録者に連絡をしても所在が不明である場合や協力が得られない場合が生じている。</p> <p>2 市町村立小・中学校における活動実績は要領第9条第2項で、「市町村立学校にあっては市町村教育委員会を通じて大阪府教育委員会に提出するものとする。」と規定されているが、現在、市町村教育委員会からの報告は求めている。</p> <p>3 府立学校については、「活用実績報告書」の提出を受けているが、その内容が人材バンクの登録者リストに反映される仕組みとなっていない。</p> <p>4 平成28年度から私立学校が教育庁の所管となり、教育行政を総合的に推進するとされているが、私立学校による人材バンクの活用については、これまでは検討されていない。</p>	<p>登録者リストが適切なものになるよう取り組まれない。また、要綱及び要領と運用が異なっている部分については検討の上、必要な対応を行われたい。</p> <p>人材バンクの登録者リストに活用実績等も登録するなど、学校が利用しやすい制度となるよう検討されたい。また、私立学校での活用に関しても関係課と協議し、活用の可能性を検討されたい。</p>

<p>学校支援のボランティアとして、通年又は一定期間にわたり活動している。例としては、</p> <p>ア 文化部活動、福祉に関連する授業、帰国・渡日生に係る異文化交流指導における活用 茶・華道、伝統文化（音楽）、手話・点字など、教員では対応しにくい専門性のある場合</p> <p>イ 運動部活動における技術指導者</p> <p>ウ 学校生活支援員 介助員・夜間介助員、学習支援員</p> <p>(2) 特別非常勤講師 教育課程に位置付けられている「教科の領域の一部に係る事項」の指導者として、担当する教科の教員免許状を持たない社会人を特別に非常勤講師とする制度。</p> <p>ア 選択科目や学校設定教科・科目の充実 「韓国・朝鮮語、中国語等」「総合芸術」「囲碁・将棋」等の講師</p> <p>イ 総合学科・専門学科・専門コースの充実 「看護臨床実習」「社会福祉援助技術」「演奏家や日本舞踊指導者」等の講師</p> <p>ウ 職業教育の活性化 「特殊技術（情報技術・メカトロニクス・バイオテクノロジー等）」等の講師</p> <p>エ 教科・科目の学習内容の多様化・特色化 「国語表現（アナウンサー）」「地学（天文台職員や気象予報士）」「福祉一般（介護福祉士）」「被服（和裁士）」「書道（表具師）」等の講師</p> <p>3 人材バンクにかかる経費</p> <p>(1) 学校支援社会人等指導者 1回当たり<b>3,000円</b>を謝金（交通費程度）として支給。（但し、運動部活動における活用は<b>2,650円</b>、夜間介助員は<b>5,000円</b>。） ○平成27年度支出実績・・・<b>97,024千円</b>（別途、保険料として<b>1,061千円</b>の府費負担あり）</p> <p>(2) 特別非常勤講師 授業1時間につき、<b>34歳以下3,860円</b>、<b>35～39歳4,060円</b>、<b>40歳以上4,260円</b>を支給。 ○平成27年度支出実績・・・<b>99,673千円</b>（別途、共済費として<b>302千円</b>の支給あり） ※平成20年度までは市町村教育委員会に対しても予算配当をしていたが、現在は府立学校のみ予算配当の対象となっている。</p> <p>4 人材バンクの登録者数 平成27年度末 <b>6,992名</b></p>	<p>【「大阪府学校支援人材バンク」設置要綱】 （登録期間）</p> <p>第4条 登録期間は、登録した日から2年以上で3年を超えない期間内の3月31日までとする。</p> <p>2 登録者が前項に規定する登録期間内に活用された実績がある場合、登録期間満了時に再登録されたものとみなす。</p> <p>【「大阪府学校支援人材バンク」実施要領】 （大阪府学校支援人材バンク活用実績報告書）</p> <p>第9条 要綱第6条第3項の報告は、「大阪府学校支援人材バンク」活用実績報告書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 前項に規定する「大阪府学校支援人材バンク」活用実績報告書は、府立学校にあっては直接大阪府教育委員会に、市町村立学校にあっては市町村教育委員会を通じて大阪府教育委員会に提出するものとする。</p>	
<p>5 私立学校との連携について 「大阪府学校支援人材バンク」実施要領（以下「要領」という。）に基づき、情報提供する学校は、大阪府内の公立学校（大阪市立及び堺市立を除く。）に限られている。</p>		

年度	国際・外国語	社会・生活	福祉・保健	経済・産業	自然・環境	科学・技術	文化・芸術	スポーツ	合計（人）
H25年度末累計	703	361	1,546	78	183	391	1,619	1,386	6,267
H26登録者数	27	0	157	3	4	10	41	84	326
H26年度末累計	730	361	1,703	81	187	401	1,660	1,470	6,593
H27登録者数	44	8	157	15	4	11	63	97	399
H27年度末累計	774	369	1,860	96	191	412	1,723	1,567	6,992

## 措置の内容

「大阪府学校支援人材バンク」実施要領（以下「実施要領」という。）第6条に「登録期間は、登録した日から2年以上で3年を超えない期間内の3月31日までとする。」と規定していることから、教育振興室高等学校課、支援教育課、保健体育課の各課が相互に協力して、登録者7,347名（平成29年2月末現在）のうち、平成26年度から平成28年度の3年間で活用実績のない登録者及び平成29年度も活用予定のない登録者5,095名を削除した。

実施要領第9条に定めている市町村立学校からの活用実績報告書の提出については、予算措置を終了した平成21年度から提出を求めていることを踏まえ、平成29年4月3日付けで実施要領から削除した。併せて、第7条に基づき情報提供する学校等のうち大阪府立大学工業高等専門学校については、現在、情報提供の対象としていないことから削除した。

また、市町村教育委員会、市町村立学校の大阪府学校支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）に係る閲覧環境を改善するため、学校総務サービス課の市町村SSCネットワークを活用して人材バンクにアクセスできるよう、学校総務サービス課と協議調整し、平成29年12月から閲覧できることとなった。

登録者の活用実績については、活用実績報告書の提出があった報告年月日と活用実績校を閲覧できるシステムとなっているが、これまで十分に活用されなかったため、同システムの活用を各学校へ周知し、利用しやすい制度となるよう取り組んでいく。

私立学校による人材バンクの活用については、この間、私学課と可能性の検討を進めてきた。これまで私学課に対して外部人材に係る私立学校からの相談はないとのことである。また、登録者の多くは、現在、公立学校において継続的に活用されている。更に、私立学校が既存の人材バンクを活用するためには、登録情報（個人情報）を私立学校に提供することについて改めて登録者全員から同意を得なければならない。また、新たに私立学校から人材バンクにアクセスできるネットワークを構築しなければならないが、新たな予算措置も必要になるなどの課題もあり、私立学校の人材バンクの活用については行わないこととした。今後、私立学校から外部人材の活用についての相談が多く寄せられるなど状況に変化が生じた場合には、改めて検討する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）